

議案第51号

みよし市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式の開始に伴い必要があるからである。

みよし市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

みよし市公共用物の管理に関する条例（昭和58年三好町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公共用物の流水を使用すること。

第7条第2項中「第4条第1項の各号」を「第4条第1項各号」に改め、「第2条第1項」を削り、「第2条に定めるところに準じて計算して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）」を「の規定の例により計算した額」に改める。

第8条中「係る分を」の次に「許可をした日から1月以内に納入通知書により」を加え、「、使用の開始前までに」を削る。

第10条第1号中「。以下「令」という。」を削り、「第7条第8号」を「第7条第11号」に改め、同条第2号中「道路法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）及び」を削り、同条第3号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「（同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。）」を削り、同条第7号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

みよし市公共用物の管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用又は収益の許可)</p> <p>第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 公共用物の流水を使用すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる場合のほか、公衆の利便に供するため特に必要やむを得ないと認められる行為により公共用物を使用すること。</p> <p>2以下 略</p> <p>(使用料等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 使用料等の額は、<u>第4条第1項各号</u>に規定する行為の種類に応じて、みよし市道路占用料条例（昭和51年三好町条例第10号）又はみよし市流水占用料等条例（平成12年三好町条例第8号）<u>の規定の例により計算した額</u>とする。</p> <p>(使用料等の徴収方法)</p> <p>第8条 使用料等は、第4条の規定により許可をした使用の期間に係る分を<u>許可をした日から1月以内に納入通知書により一括して徴収する</u>。ただし、当該許可の期間が、翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第10条 市長は、次に掲げる使用物件に係る使用料等について、特に必要があると認めるときは、第7条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に使用料等の額を定め、又は使用料等を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）<u>第7条第11号</u>に掲げる応急仮設建築物</p> <p>(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第17号</u>に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第12項</u>に規定するガス事業者が設けるガス管</p> <p>(8)以下 略</p>	<p>(使用又は収益の許可)</p> <p>第4条 次の<u>各号</u>に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前各号</u>に掲げる場合のほか、公衆の利便に供するため特に必要やむを得ないと認められる行為により公共用物を使用すること。</p> <p>2以下 略</p> <p>(使用料等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 使用料等の額は、<u>第4条第1項の各号</u>に規定する行為の種類に応じて、みよし市道路占用料条例（昭和51年三好町条例第10号）<u>第2条第1項</u>又はみよし市流水占用料等条例（平成12年三好町条例第8号）<u>第2条に定めるところに準じて計算して得た額（その額が100円に満たないときは、100円）</u>とする。</p> <p>(使用料等の徴収方法)</p> <p>第8条 使用料等は、第4条の規定により許可をした使用の期間に係る分を一括して、<u>使用の開始前までに徴収する</u>。ただし、当該許可の期間が、翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第10条 同左</p> <p>(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。<u>以下「令」という。</u>）<u>第7条第8号</u>に掲げる応急仮設建築物</p> <p>(2) <u>道路法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）</u>及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第10号</u>に規定する電気事業者（<u>同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。</u>）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第2条第11項</u>に規定するガス事業者が設けるガス管</p> <p>(8)以下 略</p>